

2019 行政書士試験 解答

択一

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	5	1	4	1	2	3	4	3	5
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
4	5	2	4	4	5	5	3	1	1
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
5	3	3	1	1	5	5		2	4
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
4	2	5	4	2	5	5	5	1	3

一般知識

	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
	3	2	3	4	2	3	4	5	2	1

	57	58	59	60						
	1	2	3	2						

多肢選択

	ア	イ	ウ	エ
41	9	10	11	20
42	6	12	1	19
43	14	4	12	18

記述式

問題 44

何人も、処分（命令）をすることをYに求めることができる。Yは調査を行い、処分（命令）をしなければならない。（45字）

第四章の二 処分等の求め

第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

* 何度も何度も出してきた問題ですね。（命令）とあったので、（命令＝（処分）命令とするのが満点だと思われます。

問題 45

共有者全員の同意が必要であり、修繕等は、各共有者の持分価格の過半数で決する必要がある。(44字)

(共有物の管理)

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

*直前予想セルフチェックで出したところです。本試験では、変更・保存行為には当たらないとするとの記述があり、大サービス問題であったと思われます。

問題 46

第三者のためにする契約という。CがBに対して契約の利益を享受する意思を表示する必要がある。(45字)

(第三者のためにする契約)

第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

2 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

*条文そのままストレート問題です。

記述式の総評としては、基礎知識のみでかなり易しい問題ばかりだったと思います。条文叩き込みプログラムのトライ数と得点数は比例しているはずですが、基本がいかに重要かを再認識させられる試験内容だったと思います。